

平田村農業委員会だより

第16号

令和4年11月11日

編集・発行
平田村農業委員会
TEL (0247) 55-3116
(直通)

ひょう 降雹による葉たばこ等の被害が多数発生

村へ降雹被害に対する意見書を提出

6月2日に発生した雷雨強風とともに大粒の降雹があり村内の被害は甚大で、葉たばこや農作物、農業用施設等の被害が村内各所で多数発生しました。

特に、葉たばこの被害が大きく、りんごやアスパラガス等の畑作物や、パイプハウス、鉄骨ハウス等の農業用施設にも被害が発生しました。

また、近年は、毎年の様に発生する自然災害により農業者の営農意欲の減退が危惧されると共に、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農業経営は極めて厳しいものとなっております。

農業委員会としても、被害を受けた農業者が今後も安心して営農を継続できるよう、各種の支援策及び所要の予算措置等について手厚い対応をお願いする旨の意見書を、6月15日の農業委員会総会の席上、委員全員一致で決議し、同日、村へ提出しました。



△上遠野副村長(右から2人目)に意見書を提出する村上会長(同3人目)

集落営農話し合い座談会

各地区でグループワークを実施

農業委員会では、平成28年4月に改正施行された農業委員会法に位置づけられた「農地利用の最適化」業務を積極的に展開するため、全行政区において集落話し合い推進要領に基づき座談会を開催しています。現在、各行政区にて開催している座談会は、九生滝地区を除く17行政区で実施しており、各行政区の現状等について話し合いを行いました。

当村においても、農業担い手の減少や従事者の高齢化、耕作放棄地の増加等、地域農業が抱える課題は年々深刻になってきています。これらの問題を解決するためには、地域全体で課題点を共有し、解決をするために積極的な話し合いを重ねることが大切です。

今後、平田村、須賀川農業普及所、JA夢みなみや農地中間管理機構と連携をして地域の将来について話し合いを実施していきますので、農家の皆さまの積極的な参加をお願いします。



△グループワークで地域の問題点を出し合う(東山行政区)

農業の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします



- 毎週金曜日発行 ●B3版8~10頁建
- 購読料:月700円[送料, 税込み]
- ◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は村農業委員会事務局までお願いします。

遊休農地の解消へ挑戦 ～農業委員全員で実施～

今年も村農業委員会は「遊休農地解消モデル事業」に取り組みました。

現在、農業者の高齢化や担い手不足で耕作放棄地が年々増加しているのが現状です。

この事業は、農業委員会として、主体的に遊休農地の発生防止・解消と地域農業の振興に繋げるために、毎年取り組んでいるものです。

村内遊休農地2カ所（蓬田地区・蓬田新田字新田前 田2筆、小平地区・小平字小平 畑2筆）の農地をまずは、事前に地元委員がトラクターで耕しました。7月27日には、委員全員でそばの種まきを行いました。
あわせて、畦畔の「草刈」も行いました。



△種まきの様子(小平地区)

農地パトロールで遊休農地解消を

遊休農地の解消へ向けて

この調査は、

- ①各担当地域の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用発生防止・早期発見を重点に取り組みます。

9月15日に、農地パトロール（利用状況調査）推進会議を開催し、6班に分かれ村内を巡回パトロールしました。結果は、違反転用・不法投棄等はありませんでしたが、遊休農地はどの地域も増大しているようです。

なお、9月から11月は農地パトロール月間のため、農業委員・農地利用最適化推進委員が村内の農地を巡回していきますので、ご協力をお願いいたします。

△各担当地域の農地利用の確認



△各班で農地を確認



△パトロール前に農業委員と推進委員全員で

各種申請受付締切は毎月末日！

当委員会での、農地の賃借・売買や転用申請等に関する各種申請の受付締切日は、毎月末日（末日が休日の場合は翌日）となります。

◎農地法第3条申請

- ・農地を農地として賃借・売買する場合

◎農地法第4条・5条申請

- ・農地を農地以外のもとして使用する場合
- 例・一般住宅・駐車場・資材置場等

◎農地の賃借の届出

- ・利用権の設定

申請は毎月末日締め切り（末日が休日の場合は翌日）で、定例会は毎月15日前後に開催します。

老後に備えて農業者年金に

加入しませんか？

